

ドクターカーの定義と分類（日本病院前救急診療医学会）

日本病院前救急診療医学会

1. 定義

① ドクターカーの定義

- 1) 「緊急度・重症度の高い患者を病院外で診療するため、診療に必要な医療機器・医薬品等を搭載し、医師が搭乗した緊急自動車。傷病発生現場への出動、施設間搬送、在宅支援などに用いる。」
- 2) 道路交通法の大型自動二輪車、中型自動二輪車、原動機付自転車、自転車など：ドクターカーに該当しない。
- 3) 医療機関内に設置された消防分署または近隣消防機関の高規格救急車に医師が同乗して診療を行うシステム（ワークステーション；以下WS）：
 - ・診療に必要な医療機器・医薬品等を搭載し、保険医療機関に所属する医師（看護師等の医療クルーを含む）が搭乗して主体的に病院外で診療を行い、診療内容が当該医療機関の診療録に記載されるものは、ドクターカーに該当する。
 - ・ピックアップ方式もこれに包含される。

② ドクターカーを用いた救急医療サービスの略称：「ドクターカー」とする。

③ ドクターカーを用いた救急医療サービスの国際表記：

「physician-staffed ground emergency medical service（略称：physician-staffed GEMS）」

2. ドクターカーの類型分類

表：ドクターカーの類型と名称

類型	名称	車両の所属	患者搬送	医師派遣	主な機能	車両の種類 (道交法区分)
I-①	(搬送機能付)ドクターカー	医療機関	○	○	現場出動 施設間搬送 その他*	高規格救急車 (1-2)
I-②	ラピッド・ドクターカー	医療機関	×	○	現場出動 その他	乗用車** (1-5)
II	在宅ドクターカー	医療機関	×	○	在宅支援	乗用車** (1-6)
III	ワークステーション型ドクターカー***	消防機関	○	○	現場出動 施設間搬送 その他	高規格救急車 (1-2)

*災害出動、イベント出動など。 **高規格救急車などを用いてもよい。

***医師が主体的に診療を行い、診療録が作成されるもの。ピックアップ方式も含まれる。

以上

(参考資料) 道路交通法の区分

道路交通法施行令 13 条 (緊急自動車)

「法第三十九条第一項 の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。

1. 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの

1-2. 国、都道府県、市町村、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの

1-3. 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車（第一号に掲げるものを除く。）

1-4. 都道府県又は市町村が傷病者の応急手当（当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。）のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車

1-5. 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車

1-6. 医療機関（重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。）が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車

以下省略